

松浦市医療人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の医療機関における人材の安定的な確保を図るため、市内の医療機関（市立のものを除く。）に就職した看護師等に対し、予算の範囲内において、松浦市医療人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師、同法第6条に規定する准看護師又は看護助手（看護補助加算の対象者に限る）をいう。
- (3) 正規職員 雇用期間の定めのない職員をいう。
- (4) 新規転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により他の市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、内定後、本市に住所を定めるものをいう。
- (5) 市内在住者 内定前から市内に住所を有する者をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助金の額、補助対象期間等は、別表に定めるとおりとする。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、この告示による補助金の交付の対象としない。

- (1) 市内の医療機関を退職後1年を経過していない者
- (2) 交付申請を行う際に市税等を滞納している者
- (3) 規則第5条の2に規定する交付の決定の除外対象となっている者
- (4) 過去に松浦市新生活応援事業実施要綱（平成28年松浦市告示第64号）、松浦市ふるさと就職奨励金交付要綱（平成22年松浦市告示第31号）、松浦市後継者育成奨励金交付要綱（平成18年松浦市告示第93号）、松浦市Uターン就職奨励金交付要綱（平成18年松浦市告示第94号）又は松浦市介護人材確保支援事業補助金交付要綱（令和8年松浦市告示第46号）のいずれかによる補助又は助成を受けた者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定める申請期間に、松浦市医療人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 松浦市医療人材確保支援事業雇用証明書（様式第2号）
- (2) 雇用契約書の写し（初回申請時のみ）
- (3) 看護師又は准看護師の場合は、その免許の写し（初回申請時のみ）
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税等に滞納がない旨の証明書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条の規定に基づき、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受けたときは、速やかに松浦市医療人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、その返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。
- (2) 就職後1年以内に自己都合で退職したとき。ただし、本人の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（交付手続の特例）

第9条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による確定通知は、省略するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の返還等に係る第8条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象者	要件	補助対象期間	申請期間	補助金額
新規転入者	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 本市に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間に、正規職員の看護師等として新たに市内の医療機関（市立を除く）に就職し、現に雇用されている者であること。</p> <p>※申請は補助対象期間毎に1回限りとする。</p>	就職した日	就職した日の翌日から起算して6か月以内	20万円
		就職後1年を経過するまでの間	就職後1年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円
		就職後1年を経過した日の翌日から就職後2年を経過するまでの間	就職後2年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円
		就職後2年を経過した日の翌日から就職後3年を経過するまでの間	就職後3年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円
市内在住者	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 本市に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間に、正規職員の看護師等として新たに市内の医療機関（市立を除く）に就職し、現に雇用されている者であること。</p> <p>(3) 新規転入者の項の交付申請期間の欄に掲げる条件の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>※申請は補助対象期間毎に1回限りとする。</p>	就職後1年を経過するまでの間	就職後1年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円
		就職後1年を経過した日の翌日から就職後2年を経過するまでの間	就職後2年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円
		就職後2年を経過した日の翌日から就職後3年を経過するまでの間	就職後3年を経過した日の翌日から起算して6か月以内	10万円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

松浦市医療人材確保支援事業補助金交付申請書

松浦市医療人材確保支援事業補助金_____円を交付されるよう、松浦市医療人材確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 松浦市医療人材確保支援事業雇用証明書（様式第2号）
- 2 雇用契約書の写し（初回申請時のみ）
- 3 看護師又は准看護師の場合は、その免許の写し（初回申請時のみ）
- 4 住民票の写し
- 5 市税等に滞納がない旨の証明書等
- 6 その他市長が必要と認める書類

備考 押印すべき者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

松浦市長 様

住 所

法人名

代表者職氏名

⑩

松浦市医療人材確保支援事業 雇用証明書

下記の者については、 年 月 日現在、当法人において、松浦市医療人材確保支援事業補助金交付要綱第2条に規定する正規職員の看護師等として雇用していることを証明します。

記

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生年月日	年 月 日
勤 務 事業所	名 称
	所在地
主な業務内容	
内 定 年 月 日	年 月 日
雇用契約年月日	年 月 日
雇 用 開 始 日	年 月 日
そ の 他	

備考 押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第7条関係）

松浦市医療人材確保支援事業補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号で額の決定の通知のあった松浦市医療人材確保支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、松浦市医療人材確保支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

松浦市長 様

請求者（申請者） 住 所

氏 名 ⑩

備考 押印すべき者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	